

通達甲(交.総.管)第27号

昭和57年9月30日

存続期間

関係所属長 殿

交通部長

死亡事故又は重大特異事故の発生における速報について

(沿革) 平成元年3月通達甲(副監.総.企.管)第3号
17年9月同(副監.総.企.組)第21号改正

みだしのことについては、次により運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

- 1 警察署長又は高速道路交通警察隊長は、管内に死亡事故又は重大特異な交通事故が発生した場合には、速やかに当該交通事故の実態を把握し、具体的な事故防止対策を検討した上、その結果を直接、交通部長(交通部参事官、交通部参事官不在の場合は交通総務課長、交通総務課長不在の場合は交通部理事官(交通警察総合調整担当))に電話報告すること。
- 2 前1の報告は、原則として、事故発生の翌日までに行うこと。ただし、日曜日、土曜日又は休日の場合は、その翌日とする。